

# 熱中症見舞金制度について

センターが加入する団体傷害保険では、熱中症について、保険金支払いの対象外となっていることから、会員が就業中等で熱中症にり患した場合は、団体傷害保険による補償を受けられませんでした。

こうしたことから、会員の就業中等における熱中症による支援策として、全国シルバー人材センター事業協会が中心となり「熱中症見舞金制度」が創設され加入しました。（掛け金は、センターが負担）

## 1.熱中症見舞制度の仕組みと支払額

会員がセンターから提供された業務の就業中や就業場所への行き帰り及びセンターが主催する行事に参加中において、熱中症により死亡、または連続して2日以上入院した場合に、見舞金を支払う制度です。（2泊3日以上入院に対し、5万円、1泊2日の入院に対し3万円の見舞金となります。ただし、補償対象期間において、同一会員に支払われる見舞金の額は、10万円を限度とする。通院は、対象になりません。）

※労働者派遣や職業紹介による場合は、対象となりません。

|               |      |
|---------------|------|
| 死亡見舞金         | 10万円 |
| 入院見舞金（2泊3日以上） | 5万円  |
| 入院見舞金（1泊2日）   | 3万円  |

## 2.見舞金の請求方法

詳しくは、事務局に相談してください。

## 3.制度対象期間

平成28年6月1日から平成29年5月31日まで

